



議案第 五十九号

吉田地区農地造成事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年六月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年六月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称及び工事名 第二次農業構造改善事業
吉田地区農地造成工事
- 二 施行場所 三朝町大字吉田地内
- 三 工事の概要 農地造成 一、二ヘクタール
- 四 事業費 一七、五〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十五年度